

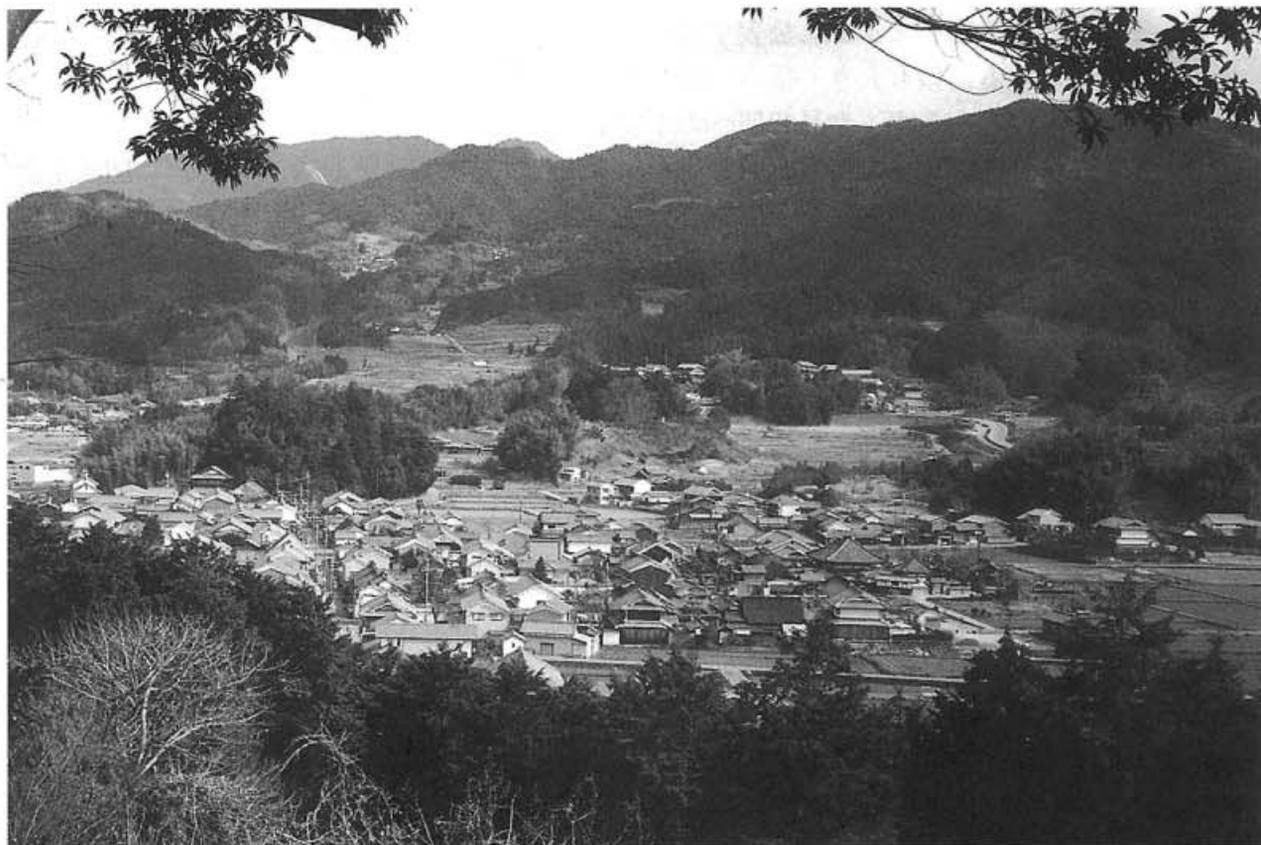
共生

奈良県生協連

2008年4月

NO.68

万葉のいぶきを求めて—(33)



飛鳥古京一望・前方左は飛鳥寺

とぶとり あすか い あたり
飛鳥の 明日香の里を 置いて去なば 君が辺は 見えずかもあらむ

作者不詳

今回は明日香から藤原へと都を離れる歌でした。古代の人々にとって、都が遠くへ遷るといふことは、別離の大きな悲しみを伴うものだったのでしょう。

上の歌は、藤原京から平城京へと遷都の時の歌です。「いま都が平城へと遷るので、明日香・藤原の里を後にして行ってしまふと、もうあの人のいるあたりは見えなくなってしまうでしょう」

明日香から遷った藤原京は、持統・文武・元明の三代17年の短い都でした。明日香から藤原へ、そして今度はもっと遠く離れた平城へと都が遷ることに、耐え難い哀惜の念を抱かせたのでしょう。いま飛鳥の甘樫丘に立てば、明日香古京から藤原京へと一望のもとに見渡すことができます。この地に生き、喜びも悲しみも働く汗もしみついた古代の人々の姿が重なって見えました。



新年度スタートに当って

専務理事 仲宗根迪子



会員生協のみなさま、県行政はじめ関係諸団体のみなさまには日頃より当連合会にご指導、ご協力いただきありがとうございます。

年度初めのご挨拶にあたり、まずCO・OP手作り餃子による重大中毒事故が発生し、同じ生協活動に取り組むものとして大変遺憾で、組合員はじめ県民のみなさま、県行政のみなさまにご不安とご心配をおかけしたことをお詫び申し上げます。

奈良県内の生協での当該商品の取り扱いはございませんでしたが、安全を標榜しているCOOPブランドで発生したことや、クレームを生かすきれなかったこと、過去に遡って残留農薬チェックし公表する中で、基準値を越える事例がさらに出てきたことなど、生協に対する信頼も大きく揺らいでしまいました。また、原因が特定できない中で中国商品への不安のみならず、食品犯罪への不安も大きくなりました。

今回の事件は日本の食卓事情も大きくクローズアップさせることになりました。国民生活の多様化に伴って食生活も変化をしており、加工食品の占める割合が高くなっています。加工食品は原材料のみならず製造工程も海外に依存している部分が多く、消費者に解かりづらなものとなっています。自給率の低下に伴って、食を取り巻くリスクは決して低いものではありません。食のグローバル化の中では複雑であるからこそ安全チェックが重要になりますが、食のおかれた状況や国際的な安全に対する情報・認識の共有化も必要でしょう。この事件を教訓にして行政、事業者、消費者がそれぞれの立場で冷静に判断していくことが大切だと思います。

ただ生協では対応も速やかになされ、関連商品の回収はご利用いただいたすべての人に連絡されていますし、情報公開も積極的に取り組まれています。こうした誠意ある取組みの積み重ねでもって信頼回復につながるものと思います。

さて、福田首相は消費者行政の一元化に向けて「消費者行政推進会議」を設置し検討に入りました。多様化、複雑化、グローバル化する中で消費者の取り巻く生活環境は解かりやすいものではありません。契約による被害や健康被害・薬害など、個人で簡単に解決できる問題は少なく、関連する部署が多岐に渡る場合もあります。こうしたトラブルに対して被害が拡大しないためにもスムーズ・スピーディに解決に向けて動くことは、長年消費者が求めていたことで歓迎すべきことです。各省庁の権限にも及ぶことですが、ぜひ消費者の立場に立った省庁が作られるよう注意深く見守っていききたいと思います。

また、今年度からいよいよ京都議定書に基づくCO₂削減の数値目標が具体化されます。地球温暖化による様々な影響を実感するようになっており、待ったなしの課題となっています。課題満載の年度になりそうですが、会員生協や関係団体のみなさまがたとともに取り組んでいきたいと思っております。

もくじ

新年度ご挨拶	1	JAS法改正について	7
08年度方針	2	広がる協同・くらしの輪	8
食の安全と生協の取組み	3~5	つながる連帯・友好の輪	9~10
アースデーの案内	6		

08年度 県連はこんなことに取り組めます

08年度大切にしたいこと

- 1) 温暖化防止と環境活動支援
- 2) 消費者課題の推進
- 3) 防災ネットワーク作りと災害時対応力の強化
- 4) 改正生協法の対応と進捗チェック
- 5) 生協の信頼回復と情報提供・広報

[基本課題]

1) 安心して暮らせる地域社会作り

- ①温暖化防止活動の推進
京都議定書発効に伴うCO₂削減のための啓発・学習等への活動支援・情報提供を進めます。
- ②消費者課題の推進
消費者行政との連携を強め、ネットワークを広げ情報交換と被害防止の啓発を進めます。
- ③防災課題
行政及び県内ネットワーク作りを強め、研修・交流やボランティアネットワーク作りを進めます。
- ④平和課題
ピースアクションを柱に会員の平和活動を支援、関連団体との連携を強めます。
- ⑤食育推進・食の安全の課題
会員生協の食育推進活動や生産者との交流支援を通じて、食のあり方や安全の確保を進めます。
- ⑥福祉・生活文化・男女共同参画
課題別関連団体との連携と生協大会は「温暖化防止、CO₂削減」をテーマに取り組めます。

2) 会員支援

- ①大学生協部会支援
部会企画の支援と次世代育成を学生委員・関係者（奈良県大学生協協議会）と共に進めます。
- ②情報提供と収集
HPや機関誌、研修・交流会を通じて内外への情報提供と活動状況についての情報発信を進めます。
- ③県・議会・他団体とのネットワーク
主要機関及び議会対応を通じて日常的な情報交換を進めるとともに友誼団体との連携を広げます。

3) 生協間との連携

日本生協連、関西地連、近畿府県連協議会と連携、大学生協京滋・奈良地域センターと情報交換を進めます。

4) 改正生協法に併せて

改正生協法に則した定款・規約・規程等の整備と会員の定款等、改正作業の支援を進めます。

5) 県連の機能強化

県連のあり方論議を進めるとともに、情報の受発信能力を高めます。

中国餃子薬物混入事件と生協の取組み

日本生活協同組合連合会中間報告より抜粋

手作り餃子重大中毒事故発生後の農薬検査・商品回収等の緊急対応の中間報告 (2.29付) より抜粋

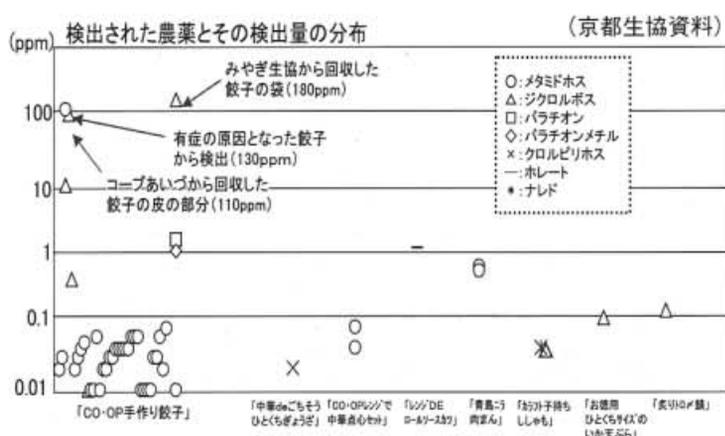
日本生協連のコープ商品による中毒事故という事態を発生させ、多くの消費者、生協組合員の皆さまにご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

商品回収等を開始してから約1ヶ月となるこの機会に、商品回収、農薬検査等について、取りまとめて中間報告いたします。

1 商品の農薬検査状況

日本生協連および会員生協では、被害拡大防止を最優先とし、また原因究明及び警察への捜査協力等のため、優先順位をつけて日本生協連商品検査センター等で検査を進めてきました。これまで日本生協連で実施した、CO・OP手作り餃子についての579件の検査において、29件から農薬を検出しました。

また、会員生協が他の検査機関で検査した結果(日生協把握分)、5件から農薬を検出しました。うち1件は2007年6月3日製造分の1検体から、ジクロロボスを10ppm検出したものです。その他3件は極微量の検出であり、健康への影響に直ちに結びつく量には至らないものと判断しています。



また、合わせて中国関連の日本生協連コープ商品の緊急調査を行っております。

内容は(1)中国関連商品265品の農薬検査、(2)原料産地状況確認調査、(3)中国60工場緊急点検、(4)次回生産時立会い等を総合的に実施するものです。

2 商品の回収状況

日本生協連は、全国の生協に、CO・OP手作り餃子等の回収を呼びかけ、全国では、呼びかけチラシ枚数520万枚、ダイレクトメール30万件、電話10万件となっています(日本生協連集計による)。日本生協連へのご意見・お問い合わせ数1月30～2月28日で総数41088件となっております。

3 冷凍ギョーザ問題検証委員会を設置

弊会では、中国産冷凍ギョーザ問題について、今まで事件の対応や品質保証体制のあり方、想定外の事態への対策等について、客観的・専門的な見地から評価・助言をいただくための、冷凍ギョーザ問題検証委員会を設置し、2008年2月22日に第1回会合を開催しました。月末を目途に検討を行っていく予定です。

「全国の生協で回収し、日本生協連物流センターに集約された商品数は右表のとおり」

詳しくは <http://jccu.coop/info/>

商品名	合計(3/14まで)
CO・OP手作り餃子	31,626袋
CO・OP本場中国肉餃子	6,370袋
CO・OP煮込んだロールキャベツ	3,856袋

CO・OP手作り餃子重大中毒事故等の発生についてのお詫びと今後の取組みについて

この度のCO・OP手作り餃子重大中毒事故等の商品問題では、食品の安全確保を大切にしてきた生協がその責任を果たせず、組合員の皆様をはじめ社会全体に大きな不安と多大な迷惑をおかけすることになりました。深くお詫び申し上げます。今日に至っても、事故の原因は明らかになっておりませんが、結果として農薬混入による深刻な健康被害の発生を防ぐことができなかつたことは、生協全体の信頼が問われる重大な事態であると受け止めています。

生協では、これまでは食品のリスク対応として細菌等による食中毒事故の予防を最重点としてきました。また、食品添加物自主基準に基づいて添加物の総量規制にも取り組んできました。さらに、残留農薬ポジティブリスト制度を国にも要求し、その実現と制度の普及にもつとめてきました。こうした取組みを充実するため、これまでは原料段階での検査と製造の単位（ロット）ごとの抜き取り検査を実施してきましたが、今回の事故のような限られた範囲で、意図的あるいは誤って混入された場合には充分対応できるものではありませんでした。現行の品質管理システムや危機管理システムを根本的に見直し、再発防止策を講ずることが必要になっており、ここに、ならコープのこれまでの対応と今後の取組みをご報告させていただきます。

◆これまでの対応

ならコープでは「CO・OP手作り餃子」の取り扱いはありませんでしたが、天洋食品製造の商品及び天洋食品製造の原料の一部に使用していた商品の回収、2月20日以降は清清仁木食品製造商品の自主回収に協力してきました。2月末までに「CO・OPビーフカレー」32,139点、「やわらかヒレカツ」23点、「ごつつ旨いチャーシューめん」129点、「2種のソースのロールキャベツ」8点、「マルハ金のどんぶり牛丼」135点、「グリコカツとじどん」126点、「豚肉の3色野菜巻き」3点、「ママの応援袋ミニロールキャベツ」1点、「レンジDEロールソースかつ」213点、「厚切りチャーシューと野菜の紙包み」8点を回収いたしました。皆様のご協力に心より感謝申し上げます。今回回収させていただきました商品や在庫商品の検査を実施しましたが、有機リン系農薬の検出はございませんでした。

問題発生後、2月29日までにコールセンターを中心に約6,000件の問い合わせをいただきました。原産国・加工地の確認が多くなっていますが、中国商品に対する農薬検査の強化や商品および商品案内書への製造者名の表記を求めのご意見、さらには「生協は原点に戻るべきだ」との厳しいご意見もいただきました。皆様のご利用につきましても、共同購入・個配で約3,000人減少、店舗では供給高で5%程度の減少の影響が出ています。なお、今回の件で脱退された組合員は20名となりました。皆様からいただきました貴重なご意見を真摯に受け止め、今後の取組みに生かしていきたいと考えております。

ならコープでは、この間、日本生協連、コープきんき事業連合と協力しながら、中国で製造または原料の一部に中国産が使われている加工食品の残留農薬検査を実施し、ホームページ上で結果を開示してきました。また、2月には日本生協連や全国の生協が協力して、中国の60工場点検を実施しましたが、ならコープも職員を派遣し4工場を点検しました。そして、このたびは緊急に「安心安全業務監査委員会」を開催し、独自のフードセーフティシステムを見直すことにいたしました。

◆生協の品質管理・危機管理システムの現状と今後の課題について

今回問題となった「CO・OP手作り餃子」では、日本生協連は自ら定めた基準に沿って、原材料まで遡って残留農薬検査と微生物検査を実施してきました。また、現地工場の点検も実施してきました。原料野菜の残留農薬や微生物による汚染は、比較的広い範囲で繰り返し発生することが多いことから、従来の品質管理システムが有効であると考えられ、ならコープでもプライベートブランドや産直商品では同様の管理をしてきました。しかし、今回の事故のように危険異物がごく限られた範囲で局地的に混入した場合は、たとえ高濃度であったとしても発見することは困難であったというのが現実です。そのため、農薬等を意図的に混入させる、あるいは誤って混入するという事態を想定し、それらから食品を守るというこれまでとは異なるまったく新しいシステムづくりが必要になっています。

今回の商品事故では、問題発生時の行政等への情報伝達のあり方や各生協の商品苦情に対する感度が問われています。苦情受付時や何らかの異常があった際の判断など、危機管理システムの改善が必要です。全国の生協で発生している事例をデータベース化して、日本生協連を軸に各地の生協をネットワークで結ぶなどして問題の共有化や被害拡散の防止に役立てることが必要になっています。

◆今後の取組みについて

- ① 今後は従来の検査に加え冷凍加工食品における残留農薬検査の強化、工場点検のための人員の増強を実施します。従来の細菌等の微生物検査、大豆製品・畜肉製品・米穀の遺伝子判定検査、食品添加物等の理化学検査、農産物の残留農薬検査もさらに検査件数を増やすなどの充実をはかります。
- ② 意図的なものを含めた危険異物、薬物、化学物質の混入を想定して、ならコープフードセーフティシステムにおける危機管理のあり方を総点検します。ならコープでの点検を強化するとともに、商品の製造、流通に係る取引先に対して、有害物質の混入を防止するための対策を求めています。
- ③ 商品事故の被害拡散を防止するため、皆様からお申し出のある商品苦情に誠実・迅速に対応できるように職員教育の徹底と手順の見直しをおこないます。
- ④ 商品表示、商品案内書の表記におけるわかりやすい表現、インターネットでの詳細な情報公開をすすめていきます。
- ⑤ 中国製造品、中国加工品（最終加工・中間加工）は、商品検査・工場指導を強化しながら取り扱いを継続しますが、国産品、国内加工品に置き換えられる商品は切り替えをすすめていきます。また、食料自給率の向上を商品事業の柱の一つとして、産直運動の発展、店舗における地元農産物直売所（現在8店舗で展開）の充実を一層はかっていきます。
- ⑥ ならコープネットを軸に、組合員による産地・工場点検活動や商品開発活動を一層強化します。
- ⑦ 国や地方自治体の検疫・検査体制および監視体制の強化ならびに食料自給率向上のための施策見直しを求めています。

今後も、原因究明の中で新たに判明したことや再発防止の取組みの進捗状況などを、引き続き皆様にお知らせしてまいります。CO・OP商品で重大な中毒事故を発生させてしまいましたことを重ねてお詫びいたしますとともに、今後ともご支援賜りますよう心よりお願い申し上げます。

集まれ! アースデー2008 in なら 開催

大和川クリーン作戦

2008年度は京都議定書の約束期間が始まる「環境元年」となります。家庭部門でのCO₂排出量は、90年度より約30%増えており、6%削減の目標達成をめぐる状況は厳しさを増しています。今あらためてくらしの見直しをはじめ、各自が行動することの大切さが叫ばれています。

19回目を迎える2008年度も、それらのことも背景に引き続き「大和川」の河川清掃を軸に、行政をはじめ環境保全活動助成団体、菜の花エコプロジェクトをすすめる各種団体などの参画を広げ、他団体との連携やネットワーク拡大による情報交換・交流を目的にし「アースデー2008 in なら」をならコープ主催、生協連共催で開催致します。また参加型イベントとして、より多くの県民の参加を目指すとともに地球温暖化防止についてもともに考え、行動する人を広げる取組みを目指します。



【企画内容】

開催日 2008年4月20日(日) 9:45~14:30
会場 奈良県第一浄化センター自由広場
内容 クリーン作戦(河川敷清掃)、情報交換・交流、ミニコンサート等

参加規模 700名

【開催目的】

大和川の水質改善を目指すとともに、大和川の現状を把握し、環境保全行動実践の動機付けを行うこと。また、多くの市民団体や行政、企業と連携し、多くの県民が参加することでネットワークをさらに広げ、地球温暖化防止への意識や関心を高め、行動することの大切さを実感する機会につなげることを目的に開催します。なお、6月の環境月間には「1日エコライフ」チェックなど省エネ活動に取り組めます。

タイムスケジュール

- 10:00~ 大和川クリーン作戦
11:00~ 自由広場イベント開始
1) 親子参加・体験型コーナー
Eボート、BDF車試乗会、太陽光発電
2) フリーマーケット(30店)
3) 廃食油回収
4) 模擬店・ブース設置
14:30 終了

当日は、環境保全活動団体の活動報告会や環境保全に関わる情報交換・各団体との交流も行います。

【後援】 国土交通省大和河川事務所、大和川水環境協議会、奈良県、奈良県環境県民フォーラム、親切・美化奈良県民運動推進協議会、川西町、(株)奈良新聞、その他マスコミ各社

【主催】 市民生活協同組合ならコープ 【共催】 奈良県生活協同組合連合会

◆ JAS法の品質表示基準の適用範囲の拡大 ◆

～「食品の業者間取引の表示のあり方検討会」とりまとめ～

加工食品の原材料供給者の不正により、品質表示基準に違反した多種の製品が全国に出回る事案が発生し、消費者の食品表示に対する不信感が高まっています。現行法では、製造業者などの表示責任者のみがJAS法の指示・公表の対象となり、製造者間の原料供給者に対しては違反をしてもJAS法に基づく措置を行うことができないという状況は、法規則の欠陥と言われています。業者間取引における最終製品の表示に必要な情報伝達のあり方、JAS法における罰則等も含め社会的制裁のあり方等について検討会で議論が行われ、以下のように取りまとめられ、改正JAS法が08年4月1日から施行されます。

改正ポイントの概要

1. 加工食品品質表示基準の改正

- ①業務用加工食品の定義を規定する。
- ②表示責任者となる製造業者等の範囲を拡大。(一部の販売業者→すべての販売業者)
- ③業務用加工食品に名称、原材料名、製造業者等の氏名又は名称及び住所の表示を義務付ける。
- ④業務用加工食品について、製造業者等は、義務表示事項を容器若しくは包装、送り状、納品書等(製品に添付される)又は規格書等(製品には添付されない)に表示することとする。
- ⑤業務用加工食品について、原料原産地名の表示が義務付けられている加工食品の原材料になるものには、原料原産地名の表示を義務付ける。
- ⑥業務用加工食品に義務表示事項で、計量法、食品衛生法施行規則又は乳及び乳製品の成分規格等に関する省令により表示することとされているものは、これらの規定に従い表示しなければならない。
- ⑦業務用加工食品については、一括表示、文字の色、文字の大きさ等の規制を適用しないこととする。
- ⑧製造業者等は、表示の適正化に必要な限度において、表示の根拠となる書類等を整備し、これを保存するように努めなければならない。

2. 生鮮食品品質表示基準の改正

- ①業務用生鮮食品の定義を規定する。
- ②業務用生鮮食品に名称及び原産地の表示を義務付ける。
- ③原産地の表示について、業務用生鮮食品が原料原産地名の表示が義務付けられている20食品群に入らない場合には、原産地の表示を省略することができることとする。
- ④小売販売業者以外の販売業者は、業務用生鮮食品について、義務表示事項を容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に表示することとする。ただし、規格書等に表示する場合には、その製品が当該規格書等を見て識別できるようになっていなければならない。
- ⑤業務用生鮮食品については、文字の大きさの規制を適用しないこととする。
- ⑥販売業者は、表示の適正化に必要な限度において、表示の根拠となる書類等を整備し、これを保存するように努めなければならない。

3. その他

削り節、農産物漬物品質表示基準及び野菜冷凍食品、うなぎ加工品等の品質表示基準の改正

奈良県内食品表示関係問合せ先(JAS法)

近畿農政局奈良農政事務所 表示・規格課 電話 0742-23-1283 奈良県食品・生活安全課 電話 0742-27-8704

広がる協同・くらしの輪



□悪質商法対策講座

2月9日ならまちセンター 市民ホールで開催、当日大雪のため一部キャンセルが出たものの約100名の参加がありました。20代学生層の参加も一定あり、無事終了することが出来ました。

はじめに、県相談センター相談員 谷口直子氏が相談現場の状況から具体的な事例含めて、巧妙化する手口について紹介。クーリングオフ制度や相談センターへの相談を呼びかけるとともに、個人情報管理の徹底を呼びかけました。後半、「ザ・

ニュースペーパー」が公演、笑いを呼ぶ毒舌まじえ時事ネタを含め、悪質商法も織り込んで公演をいただきました。

□改正生協法に関連した行政懇談会（大学生協）

2月21日改正生協法に関連した定款変更に伴う変更点について、認可申請を控えて事前の懇談会を京滋・奈良地域センターと連携して、開催しました。参加は、県下5大学生協役員職員及び京都事業連合ご担当と県連事務局、行政からは食品・生活安全課 古市主幹・島地係長にご出席いただきました。

はじめに、厚労省模範定款も踏まえた改正モデル定款案について地域センター事務局より報告いただき、質疑。その後、各大学生協の準備状況について報告、質疑を行い、大学生協の定款の変更ポイントを確認しました。

県知事名刺交換会



1月4日県庁県知事名刺交換会に
県連から会長・副会長・専務理事が参加

□近畿農政局との懇談会

2月26日京都せきょう会館において開催され、近畿農政局からは斎藤局長、青木消費安全部長はじめ関連課長の皆様計9名と府県連からは役員事務局及び会員生協理事計19名が出席しました。

主な議題として 1) 食事バランスガイドの普及と教育ファームについて 2) 食品表示の適正化と事業者の積極的な取組み推進 3) 鳥インフルエンザ対策、GAP手法の導入推進について各報告の後、意見交換が行われました。



つながる連帯・友好の輪

□桜あかりの集い



1月12日第3回「桜あかりの集い」があすなら苑において開催され、関係者・一般約40名が参加しました。はじめに、大和郡山市市民安全課池田氏より地震被害の県内想定等の説明と行政の取組みについて報告がありました。終了後、参加者が苑の裏庭の「鎮魂の桜」のもとで震災犠牲者を偲び灯火会が行われ、改めて震災の経験を風化させないことを誓い合いました。

□おてんとさん主催「あつまれ奈良の自然エネルギー 2008」



1月26日県文化会館で開催され、県連も後援し関係者・一般約100名が参加しました。

はじめに、基調講演として気候ネットワーク田浦健朗氏が「本当に減らせるの？CO₂」をテーマに講演。

国連のIPPC（気候変動に関する政府間パネル）でも、地球温暖化の原因として人為的原因が断定されたことの報告がありました。事象として、1）異常気象では、降水量の増加に相反して一方で干ばつの進行2）食糧生産では、生産性の減少・

生育障害・品質の低下を予測。

メタンガスの放出では、永久凍土の融解による海面上昇等、危機的状况を示唆するとともに、対策について、自然エネルギーの活用についてアドバイスがありました。

又、基調報告として奈良県環境政策課 荒井隆行氏より「奈良県の現状とアクションプラン」についてご報告があり、その後事例報告に移り、社会福祉法人「ならのは」、ならコープ西奈良支所、サークル「おてんとさん」の取組み等各報告がありました。発言用紙による会場参加やパネリストのディスカッションで、改めて深刻な事態に認識を新たにするとともに、最新の取組み状況を知ることが出来ました。



□住まいと暮らしのフェスタ



1月27日「なら安全安心住まいまちづくり協議会住まいづくり推進部会」主催で、生駒市北コミュニティセンターで開催されました。(県連：協議会委員として事務局が参加) 基調講演・パネルディスカッションを通じて、安全安心な住まいづくりについて啓発が行なわれました。会場では、「未来の住まい」をテーマに地元小学生が描いた絵画の展示や起振車による地震体験や防災グッズの展示なども合わせて行われました。

□企業防災講演会

2月4日郡山城ホールにおいて、県防災統括室及び商工課による標記講演会が、危機発生時における企業の事業継続管理（BCM）を促進することを目的に開催。県下企業関係者約160名が参加しました。

基調講演として「企業における危機管理とBCP（事業継続計画）」をテーマにNPO危機管理対策機構 事務局長細坪信二氏が講演。

危機管理と安全管理の違いについて、想定外のことへの対応のあり方について事前準備することが危機管理とし、安全管理より一歩踏み込んだ状況に対する準備という認識が示めされました。また、震災後の中小企業の現状に付いて触れ、災害による業務中断は命取りになること、危機管理は企業の存続に関わる重要な課題とし、BCPの必要性についてお話がありました。



□消費者支援機構関西（KC'S）第2回消費者セミナー

2月15日大阪府ドーンセンターにおいて、大阪府消費者団体支援助成事業として、消費者



被害の実際に学び、自己啓発のセミナーがKC'S主催で開催され、近畿管内の生協組合員及び消費者団体、相談員等約70名が参加しました。はじめに、静岡県立大学准教授西田公昭氏が「人はなぜ、だまされるのか？～消費者の心理とその防止～」をテーマに心理チェックをまじえた参加型講演があり、後半グループ別に事例研究と全体発表が行われました。悪質商法は、心理の裏をついた巧妙な手口を特徴とし、「自分だけはだまされない」はないこと、だまされないための対策として知識だけでなく、心理トレーニング等通じての訓練と合わせて迅速に専門機関等へ相談することなどのお話がありました。

県連日誌

1月

- 4日 県知事名刺交換会
- 10日 大学生協協議会
- 12日 桜あかりの集い
- 16日 日生協全国政策討論集会
- 17日 県連理事会
- 18日 県もてなし推進県民会議
- 22日 東アジアグリーンツーリズムシンポ in 明日香
- 25日 おてんとさん講演会
- 26日 住まいと暮らしのフェスタ
- 27日

2月

- 4日 企業防災講演会
- 5日 第3回生協法改正説明会
- 6日 県福祉のあるまちづくり協議会
- 7日 地連運営委員会
- 9日 悪質商法対策講座
- 15日 KC'S 第2回消費者セミナー
- 21日 改正生協法行政懇談会
- 22日 関西地連府県連協議会
- 26日 近畿農政局懇談会

3月

- 3日 近畿地区府県連協議会
- 6日 内閣府「食品表示リスクコミュニケーション」
- 8日 KC'S インターネットオークションシンポ
- 13日 県連理事会
- 18日 近畿地区大規模災害「図上演習」

お知らせ

奈良弁護士会 憲法絵本「憲法って、何だろう？」を発刊！

憲法の難しい条文を易しい言葉に置き換え、詩的な文章と挿絵で現行憲法を表現、中学生にも理解してもらえる内容で、学校教育の現場等幅広く法教育が浸透してゆくことを願って発刊されました。

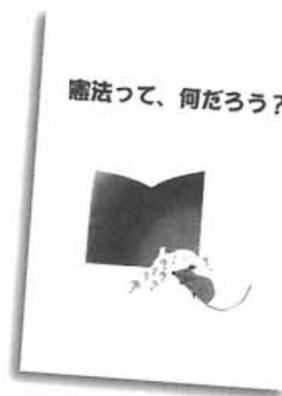
憲法絵本の問合せ先

奈良弁護士会

電話 0742(22)2035

URL: <http://www.naben.or.jp/>

(無料 注: 発行部数に限りあり、事前に確認をお願いします)



編集後記

「むつかしく考える必要はないよ
でも、とても、大切なこと」
「みんなが、日本という国の主人公：
(前文・国民主権)」
「多数決の「いじめ」はダメ：(11条・
人権の尊重)」
「じっくり考えて、議論するのが大
事：(21条・民主主義)」
「憲法って、なんだろう？」 憲法絵本
から抜粋。
多くの人に読んでいただきたい、語り
合いたい内容です。(迪)
日本の食糧自給率はカロリーベースで
39%と言われています。その内に占め
る中国を原産地とする食材等が如何に
多いか思い知らされました。後継問題、
保護政策のあり方など多くの問題を抱
えながら頑張っている国内生産者には
感謝です。子供たちの将来を思うとき、
全ての日本人が改めて現状について考
え、必要なことは行動を起こす必要が
あるのではないのでしょうか。食のテロ
と言うことばを聞きます、災害だけで
なくこの部分でのリスク管理は十分出
来ているのでしょうか。(正)

奈良県生活協同組合連合会 〒630-8136 奈良市恋の窪1丁目2-2 ならコープ気付

TEL 0742-34-3535

FAX 0742-34-0043

URL <http://www.narakenren.coop/>